

議案第 55 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員における子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充に準じて、妊娠、出産等についての申出をした本市職員に対する仕事と育児との両立に資する就業の条件等に係る意向確認等の制度を設けるため改正する。

[内 容]

1 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等（第 16 条の 3 関係）

(1) 任命権者は、自身又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等の事実を申し出た職員（以下「申出職員」という。）に対する育児休業の承認の請求に係る意向を確認するための面談その他の措置を講ずるに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。

ア 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

イ 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

ウ 自身又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等の事実の申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

(2) 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。

ア 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

イ 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

ウ 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家

庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- (3) 任命権者は、(1)ウ又は(2)ウにより意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないこととする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 7 年 10 月 1 日